

平成24年度 林野庁関係補正予算の概要

平成25年1月
林 野 庁

緊急経済対策等

2,790 億円

(単位:百万円)

項 目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
国土強靱化・競争力強化		127,039	127,039
治山事業		60,500	60,500
森林整備事業		66,539	66,539
攻めの農林水産業の前倒し	134,666		134,666
強い林業・木材産業構築緊急対策	92,442		92,442
木材利用ポイント	41,000		41,000
林業人材育成対策	1,127		1,127
きのこ原木増産体制緊急支援事業	98		98
その他追加財政需要等	1,007	13,146	14,153
独立行政法人施設整備	1,007		1,007
山林施設災害復旧等事業		13,146	13,146
小 計	135,673	140,185	275,858
[復興特別会計計上]	1,526	1,580	3,106
・ 治山事業		1,063	1,063
・ 森林整備事業		517	517
・ 放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業等	1,526		1,526
合 計	137,200	141,765	278,965

(参考) 上記のほかに、

(1) 農山漁村地域整備交付金により、森林基盤整備事業を追加実施(1,650億円の内数)。

(2) 事業を円滑に実施するため、国庫債務負担行為(ゼロ国債)を補正計上。〔治山事業 250億円(事業費)〕

森林整備事業・治山事業（公共）

【127,039百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向けた間伐や路網整備の実施により地域経済の再生と山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、近年の集中豪雨等に伴う山地災害の頻発を踏まえた治山対策の推進による山地の強靱化を進めます。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、地域経済の活性化や山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、間伐や路網整備等を推進する必要があります。
- ・また、近年、集中豪雨や地震等に伴う山地災害が全国各地で発生しており、東海地震等により被害発生のおそれがある地域における防災力強化が喫緊の課題です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加（約5万2千集落（20年度）→約5万6千集落（25年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

66,539百万円

- (1) 集約化に取り組んでいる地域等において、計画的に行われる間伐やこれと一体となった森林作業道、林業専用道の路網整備等を支援します。

森林環境保全直接支援事業	20,039百万円
林業専用道整備対策	21,660百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等	
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等	

- (2) 所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を発揮させる観点から、公的主体による間伐等の森林整備を支援します。

環境林整備事業	5,000百万円
水源林造成事業	16,500百万円
国費率：10/10、3/10等	
事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所等	

2. 治山事業

60,500百万円

- (1) 集中豪雨等により被災した緊急性の高い荒廃山地の復旧整備等の前倒しを行い、地域の安全・安心を確保します。

復旧治山事業 37,647百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 東海、東南海地震等の地震動・津波により被害が発生するおそれのある地域において緊急的に山腹崩壊地の復旧整備を行うとともに、海岸防災林の防潮堤の機能強化等を実施します。

防災林造成事業 2,616百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303 (直))
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))

森林整備事業・治山事業(公共)

森林・林業を再生し、地域経済の活性化や山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%を確保するため、間伐や路網整備等を推進する必要。また、近年の集中豪雨等に伴う山地災害が全国各地で頻発していることを踏まえ、荒廃山地等における治山対策等を着実に実施し、災害に強い地域づくりを進める必要。

○『森林整備事業』→ 集約化に取り組んでいる地域等において行われる計画的な間伐やこれと一体となった路網整備等を推進するとともに、条件不利地等において、公的主体による間伐等の森林整備を支援。

○『治山事業』→ 本年までの集中豪雨等により被災した緊急性の高い荒廃山地の復旧整備等の前倒しを実施。

治山事業

崩壊地・荒廃地等において、森林の復旧・再生を図るため、**治山施設の設置のほか、保安林の整備により、早期緑化を目指す。**



山腹崩壊の発生状況



治山対策による復旧対策のイメージ



森林整備事業

再生可能資源である森林において、人工林の間伐等を進め、**地域の基幹産業である林業を活性化。**

間伐



路網整備



強い林業・木材産業構築緊急対策 （「森林整備加速化・林業再生基金」の拡充等）

【92,442百万円】

対策のポイント

輸入木材に対抗し得る強い林業・木材産業を構築するため、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備等の需要拡大と、原木の需給情報システムの整備や金融対策等の経営基盤強化対策を活用して需要に応じた機動的な生産体制を構築する総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・円高基調のもと輸入木材の輸入量の増加、大工・工務店の受注状況の不調などから合板、製材品の在庫量が増加し、原木の需要不振が生じたことから、山元の現場における採算性の急激な悪化等の問題を引き起こし、持続的な林業生産活動の実施に支障をきたす状況が生じています。
- ・このような状況に対応するため、木造公共施設や地域材の新たな需要を拡大する木材加工施設、木質バイオマス利用施設の整備等により国産材の需要拡大を図りつつ、全国的な原木需給情報の共有・発信システム開発等により需給ミスマッチを回避する対策を講じるとともに、林業事業者への金融支援や人材育成等により短期的に大きく変動する原木需要に応じた機動的な生産を可能とする体制を構築する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加（2,005万m³（23年度）→2,800万m³（27年度））

<主な内容>

各都道府県に設置されている森林整備加速化・林業再生基金の活用等により、強い林業・木材産業を構築するため以下のような取組を支援します。

（1）需給情報対策

原木需給のミスマッチが原木価格下落の要因となっていることから、需給見通しに必要な木材情報を共有・発信するシステム開発等により、需給ミスマッチを回避する対策を講じる

①原木需給情報システム開発と地域協議会の開催等

需給見通しに必要な木材情報を共有・発信するシステムの開発を行うとともに、それらを広く活用する体制の整備を図り、それらの情報をもとに地域の林業者等からなる地域協議会が行う原木需給の安定に資するための取組を支援

②木材流通施設整備

原木のストックポイント、製品保管庫等の整備を支援

（2）需要拡大対策

地域材の需要拡大対策により、需要側からも需給ミスマッチの回避を図るとともに林業・木材産業の強化を支援

③木造公共施設等整備

公共施設の木造化等を推進するため、木造施設の建築や内装木質化等を支援

[平成24年度補正予算の概要]

④木材加工施設等整備

地域材の新たな需要の拡大に資する加工施設等の整備を支援

⑤木質バイオマス利用施設等整備

木質バイオマス利活用施設導入に向けた地域における木質バイオマス利用促進の取組をトータルに支援

⑥地域材利用開発

地域材があまり使われていない分野における新規用途の製品開発や機能性の高い新製品開発等を支援

⑦地域材新規用途導入促進支援

製品化されているが地域において利用されていない分野での木材製品の普及を促進するため、モデル実証等の取組を支援

(3) 経営基盤強化対策

円高等の影響で林業事業者等が新たな取組を行い難い状況の中、経営基盤強化のための対策を講じる

⑧経営基盤強化に資する公庫資金の実質無利子化等

利子助成による公庫資金の実質無利子化や公庫資金の無担保・無保証人での貸付により経営基盤強化や経営安定化に取り組む林業者等を支援

⑨高性能林業機械及び木材加工設備のリース導入支援

既設基金への積み増しと事業期間の延長を行い、リース費用の助成を行う

⑩先進的林業機械緊急実証・普及事業

次世代の先進的林業機械を中心とした作業システムの導入・普及等を支援

⑪林業事業者の経営基盤強化に資する人材育成

地域の市場動向等に機動的に対応できる組織及び人材の育成等を支援

⑫森林病虫獣害対策

鳥獣被害防止施設、森林病虫害防除対策、被害森林の再生等と必要な路網整備を支援

⑬加工流通業者等の資金繰対策の拡充（利子助成）

加工流通業者等が借り入れる運転資金について利子助成の支援

補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業者等

お問い合わせ先：

事業全体、①	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
①、③、⑤、⑦	林野庁木材利用課	(03-6744-2296 (直))
②、④、⑥、⑨、⑬	林野庁木材産業課	(03-6744-2294 (直))
⑧	林野庁企画課	(03-3502-8037 (直))
⑨、⑪	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
⑩	林野庁研究・保全課	(03-3501-5025 (直))
⑫	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))

木材利用ポイント

【41,000百万円】

対策のポイント

地域材の需要喚起のため、地域材を活用した木造住宅、木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業基本計画」に掲げられている「平成32年の木材自給率50%」の実現を目指すとともに、森林資源が豊富な農山村地域の振興を図るためには、年々増加し続けている森林資源（地域材）の利用を拡大していくことが大変重要です。
- ・このため、地域の川上から川下までの関係業者や地方公共団体の関係者等が一体となって、各地域の特徴を踏まえた、地域材の需要を大きく喚起する対策を進めることが必要です。

政策目標

- 国産材の供給・利用量の増加（2,005万 m^3 （23年度）→2,800万 m^3 （27年度））
- 地域材の需要喚起による木材関連産業の活性化と木材価格の安定

<主な内容>

地域材を活用した木造住宅の建築、内装木質化、木製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を実施します。実施にあたっては、全国事務局を設置し、都道府県ごとに設置した協議会（※）と連携して、ポイント発行・確認、商品交換などを行います。

※ 都道府県ごとに、川上から川下までの関係業者や地方公共団体等で構成される協議会

（ 木材利用ポイント 41,000百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

（お問い合わせ先：林野庁木材利用課 （03-6744-2298（直）））

木材利用ポイント

○ 地域材を活用した木造住宅(内装木質化建物を含む)や木製品等について、ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援

〈対象地域: 先進的に取り組む都道府県〉

〈ポイント制度の対象〉

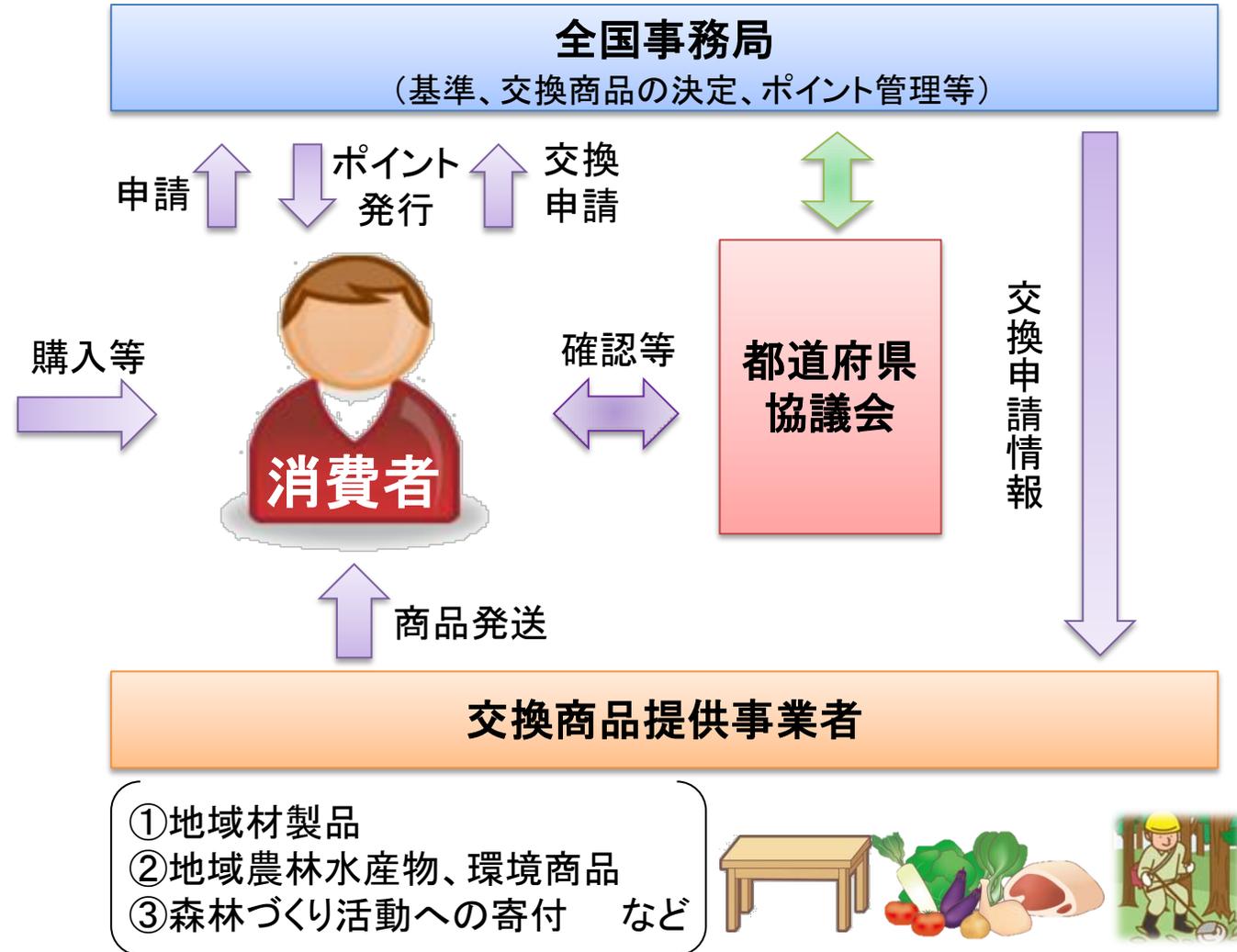
①地域材を一定以上活用した
新築住宅



②地域材を一定以上活用した
内装木質化



③地域材を一定以上活用した
木製品等



林業人材育成対策 （「緑の雇用」事業）

【1, 127百万円】

対策のポイント

林業就業者の早期確保・育成を図るため、「緑の雇用」事業の一環として、トライアル雇用、新規就業者に対する基礎的研修、就業環境整備、森林作業道作設オペレーターの研修等を支援します。

<背景／課題>

- ・厳しい雇用情勢が続く中、林業分野においても積極的な雇用対策に取り組むことが重要です。
- ・労働災害発生率の高い林業において、間伐等の森林整備を安全かつ効率的に行える技術等を習得することは重要であり、年度途中採用者に技術等を早期に習得させ、定着できる環境を整える必要があります。
- ・放射性物質汚染地での路網を整備するため、必要な知識等を備えたオペレーターの育成・確保が急務となっています。

政策目標

- 平成32年度までに現場管理責任者等5,000人を育成
- 平成25年度までに森林作業道作設オペレーター1,500人を育成

<主な内容>

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

1. 新規就業者の確保・育成

就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援します。

- ① 林業への新規就業者の確保に向けたガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用
- ② 林業未経験者が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修のうち1年目研修の一部先行実施、育成する人材の定着に向けたOJT研修の追加実施等及び就業環境整備

※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成（①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は、これまでより2か月間を延長し、1年目10ヶ月を上限）。

補助率：定額
事業実施主体：全国森林組合連合会

2. 森林作業道作設オペレーターの育成

放射性物質に汚染された森林地域で森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修等の実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁経営課 (03-3502-8048 (直))
- 2の事業 林野庁研究・保全課 (03-3502-5721 (直))

きのこ原木増産体制緊急支援事業

【98百万円】

対策のポイント

福島第一原子力発電所事故により全国的に不足が生じているきのこ原木を安定的に供給できる生産体制を確立し、きのこの生産が継続できるよう支援します。

<背景/課題>

- ・福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響等により、全国的に189万本のきのこ原木が不足しています（平成24年9月末現在）。
- ・このため、きのこ原木の安定供給に必要な作業道の整備等により原木を増産し、原木きのこ生産の継続を図る必要があります。

政策目標

きのこ原木不足（189万本）の解消（平成25年）

<主な内容>

きのこ原木増産整備

きのこ原木の伐採・搬出・運搬等に必要な作業道の整備、伐採した木材をきのこ原木に造材する場合にかかる選別等経費を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））]

林業金融対策

【970百万円】

対策のポイント

木材価格下落により影響を受けている林業者等が、競争力強化のための設備投資や運転資金の確保による経営安定化が図られるよう、無担保・無保証人貸付や利子助成を行います。

<背景/課題>

- ・円高基調のもと輸入木材の輸入量の増加、大工・工務店の受注状況の不調などから合板、製材品の在庫量が増加し、原木の需要不振が生じたことから、山元の現場における採算性の急激な悪化等の問題を引き起こし、持続的な林業生産活動の実施に支障をきたす状況が生じています。
- ・このような状況に対応するため、需要拡大対策等と併せて、林業者等による競争力強化のための設備投資資金や経営安定化のための資金の融通が必要です。

政策目標

林業者等の競争力強化のための設備投資や運転資金の確保による経営安定化に必要な資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 無担保・無保証人貸付による競争力強化や経営安定化の推進 850百万円

木材価格下落により新たな設備投資等を手控えている林業者等や資金繰りに支障を来している林業者が、路網の整備や設備投資等による競争力強化や運転資金の確保が図られるよう、平成24～25年度に日本政策金融公庫資金等（林業基盤整備資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金）の無担保・無保証人での貸付を行うため、株式会社日本政策金融公庫等に対する出資等を行います。

（ 日本政策金融公庫出資金 融資枠：48億円
補助率：定額
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫等 ）

2. 利子助成による経営基盤強化の推進 120百万円

木材価格下落により新たな設備投資等を手控えている林業者等が、森林取得による経営規模拡大や設備投資等の競争力強化のための経営基盤の強化に取り組めるよう、平成24～25年度に日本政策金融公庫資金等（森林取得資金、農林漁業施設資金）を借り入れる場合の金利負担を軽減するための利子助成（最大2%、最長15年間）を行います。

（ 林業経営基盤整備緊急利子助成事業 融資枠：50億円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

（ お問い合わせ先： 林野庁企画課 （03-3502-8037（直）） ）

森林整備事業・治山事業（公共）
【復旧・復興対策（復興庁計上） 1, 580百万円】

対策のポイント

- ・放射性物質の影響により整備が進み難い人工林等において、公的主体による適正な森林整備の実施を図ります。【森林整備事業】
- ・津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の復旧・再生や被災した山地等の復旧整備を通じ、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響がある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。
- ・森林は、水源や山菜、きのこの採取など地域住民の生活と密接に関係しており、適切な森林整備とともに放射性物質の低減対策等が求められています。
- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。被災地域の早期復興を進めていくため、その基盤となる海岸防災林の復旧・再生や山腹崩壊地等の復旧整備等が急務となっています。

政策目標

- 森林の適正な整備により、森林・林業を再生し、被災地の復興を支援
- 治山対策による復旧整備を実施し、災害発生のおそれが高い地域の災害を防止

<主な内容>

1. 森林整備事業

517百万円

被災地における森林の公益的機能の維持、森林・林業の再生を図るため、放射性物質の影響により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐、路網整備等の森林施業を推進します。

2. 治山事業

1, 063百万円

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や発生した山腹崩壊地等における復旧整備を実施します。

国費率：10／10、1／2、1／3等
事業実施主体：国、都道府県、（独）森林総合研究所等

お問い合わせ先：

森林整備事業：林野庁整備課（03-6744-2303（直））

治山事業：林野庁治山課（03-6744-2308（直））

森林・林業における放射性物質等対策

【復旧・復興対策（復興庁計上）2, 043百万円】

対策のポイント

被災地において、森林・林業の再生を図るため、公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質の影響に対処するための対策を一体的に講じます。

<背景／課題>

- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響がある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、**森林整備が停滞するおそれ**があり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。
- ・森林は、水源や山菜、きのこの採取など地域住民の生活と密接に関係しており、**適切な森林整備とともに放射性物質の低減対策等**が求められています。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<主な内容>

1. 公的主体による森林整備（公共）

517百万円

被災地における森林の公益的機能の維持、森林・林業の再生を図るため、放射性物質の影響により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐、路網整備等の森林施業を推進します。

補助率：3／10、定額

事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所等

2. 放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業

1, 018百万円

- ①実証地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための実証対象森林の調査、森林所有者への説明・同意取り付け等を実施します。
- ②円滑な森林整備を促進するため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の破碎・梱包・運搬・保管等、地域において放射性物質への対処に必要な取組を実証的に実施します。
- ③木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に対処するため、バグフィルタ、焼却灰保管施設等を整備し、実証的な取組を実施します。

補助率等：定額（10／10）、委託費

事業実施主体：①都道府県、市町村等

②都道府県、市町村、(独)森林総合研究所、国等

③都道府県、市町村、民間団体

[平成24年度補正予算の概要]

3. 森林における放射性物質対策推進のための緊急調査事業 100百万円

- ①森林に囲まれた谷間の居住地等、周辺森林からの線量の寄与が大きいエリアにおいて、森林からの寄与率を低減させるための調査や技術の検証・開発を実施します。
- ②航空レーザ計測等により把握した放射性物質による影響のある森林のうち、土砂流出の危険性の高い森林に関するデータを基礎として、下層植生が衰退している箇所の推定、それらから土砂等が流出する可能性や量についての予測・検証、下流域の土地利用状況も踏まえた流出防止対策の合理性及び優先度の評価を実施します。

委託費
事業実施主体：民間団体

4. 森林における除染等実証事業 408百万円

森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された技術等を用いて、森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術を各地域で効果的に導入していくために必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進します。

補助率等：定額（10／10）、委託費
事業実施主体：都道府県、市町村、国

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
2①, ②, 3, 4の事業	林野庁研究・保全課	(03-6744-9530 (直))
2③の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))